

「自動車業界の未来を支える！
最新サイバーセキュリティと機能安全、サステナビリティ」セミナー

リサイクルプラスチックの含有化学物質管理

2025/5/23 C&P 化学物質管理

© SGS Société Générale de Surveillance SA. (2025)

SGS

本日の内容

1. EUサステナビリティ規制の動向
2. ELV規則案と修正提案
3. 含有化学物質管理における課題
4. SGSの製品含有化学物質分析サービスご案内



EUサステナビリティ規制の動向

EUサステナビリティ規制の動き

サステナビリティ+産業政策

- グリーンディール
- サークュラーアクションプラン2020
 - ・ 電機電子・情報機器
 - ・ 自動車・バッテリー
 - ・ 容器包装
 - ・ プラスチック
 - ・ 繊維製品
 - ・ 建設・建築資材
 - ・ 食品・水資源・栄養素

企業への要求事項

- Corp Sustainable Due Diligence (CSDDD)
 - ・ 持続可能+責任あるバリューチェーン
 - ・ 生物多様性
 - ・ 脱炭素計画+排出量検証

オムニバス法案

欧州エコデザイン規制/(ESPR)

- Eco-design for Sustainable Products Regulation
- 個別製品特有の規格を設定する上での枠組みを示す。
 - 循環型経済への適性、エネルギー効率、環境フットプリントの改善
 - 現行エコデザイン指令からはかなりの更新

新たな要求事項群

- 長寿命化・耐久性
- 補修・リユース
- 製品の循環性/リサイクル含有率/リサイクル可能性
- カーボン・環境フットプリント ←PEFCR
- 環境DD・人権DD
- 生物多様性

環境主張

- グリーンクレーム指令

DPP: Digital Product Platform

- バリューチェーンでの情報共有スキーム
- ガイアX

製品特有の新規制・新規格

- バッテリー規則・ELV規則案
- ESPRドラフトでの例示：繊維製品・玩具・洗剤

IEC規格検討

- 環境配慮設計 IEC 62430
- 長寿命化・耐久性
- 補修・リユース・アップグレード
- リサイクル可能性・リサイクル含有率

製品特有の規制・規格の時間軸

2024

2030

2027

- ・ プロダクトグループ 1
- ・ 7-14 規制・規格

- ・ プロダクトグループ 2
- ・ 6-12 規制・規格

EUサステナビリティ規制をめぐる直近の主な対応（1）

- 2025年初からEU域内企業の負担軽減と国際的な競争力確保に向けた施策を発表
- 産業界からの要請や提言を受けて、今までのサステナビリティ規制の内容を見直す動き
- ただしゴールを変更するわけではなく、経済成長や代替技術の開発に配慮した戦略に変更
- 公表された主な施策

公表時期	名称	概要
2025年2月	クリーン産業ディール	2050年ネットゼロ目標を変更せず、エネルギー集約型産業（鉄鋼・化学など）の効率化支援とクリーンテック市場創出を通じてEU域内企業の国際競争力強化とイノベーション促進を促す施策を発表。「炭素国境調整措置（CBAM）」の改定によるサプライチェーンや小規模事業者の負担軽減も盛り込まれる。
2025年2月	オムニバス法案（I&II）	サステナビリティ規制の簡素化とEU域内企業の負担軽減・競争力確保を目的とした法案。「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」「企業サステナビリティデューディリジェンス指令（CSDDD）」「炭素国境調整措置（CBAM）」などで改正案を発表。適用開始時期の延期を決める法案も可決（CSRD：2年、CSDDD：1年）。
2025年3月	自動車部門に関する産業行動計画	「イノベーションとデジタル化」「クリーンモビリティ」「競争力とサプライチェーンの強靱化」「スキルと社会的側面」「市場アクセスの強化・公正な競争条件の確保と経済的安全性の保障」の5つの施策を発表。EU域内の自動車産業（バッテリー含む）の強化と脱炭素・循環経済への移行を事業環境と投資の双方の側面から支援。

EUサステナビリティ規制をめぐる直近の主な対応（2）

- **NEW！！** オムニバス法案の第4弾（オムニバスIV）が5/21を公表されました。

リリース原文：https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_614

- EU域内の中堅・中小企業を支援する施策の一環として、CSRD/CSDDDの適用期限延期法案可決に続き、バッテリー規則のデューディリジェンス義務に関する変更提案を公表。

■ 変更案の内容

1. デューディリジェンス義務の適用開始を2年延期
 - 2025年8月18日 ➡ **2027年8月18日**
2. デューディリジェンスガイドライン公表時期の変更
 - 2025年2月18日 ➡ **2026年7月26日**
3. デューディリジェンス報告の頻度要件の変更
 - 毎年 ➡ **3年に1回**



ELV規則案と修正提案

欧州 ELV規則案概要

ELV指令（2000/53/EC）および型式認証指令（2005/64/EC）を置き換える規則として2023年7月に改正案 公表 ➡ 2025年2月に修正案（第2版）公表 ※修正案の対案も公表され協議継続中

Highlights;

- 主要EU政策の1つであるCircular Economy Action Planの一環として、自動車の設計の循環性を改善する
 - ・ リサイクル・スเปアパーツのリユースなど廃車に至る前段階での循環性を高める要求事項が定められている
- 再生材料の使用を高める意図があり、すくなくとも25%再生プラスチックが使用されるべき
 - ・ 鉄・アルミ・CRMについてもターゲットを設定する権限を欧州委員会に与えている
 - ・ 修正案において、再生プラスチックの割合が下方修正され、再生プラスチックの定義がより広範囲に設定された
- 廃車由来の再利用・再生材料の使用量・品質・価値を高める
- 行方不明になる廃車を低減するため廃車回収を高める
 - ・ トレーサビリティ・管理方法を高める施策が導入される予定
 - ・ 廃車はEU域外へ輸出できなくなる
- 廃車の管理コストを公平に分配
 - ・ 拡大生産者責任制度の導入
- 発効から60日後（2031年）に義務化 ※修正案ではCRMに合わせて一部規定を前倒し（2029年頃）

欧州 ELV規則案の構成

項目	概要
第1章 一般規定	第1条：主題 第2条：対象車両範囲 第3条：本規則内の用語の定義
第2章 自動車設計に関する循環性要件	第4条：自動車の再利用可能性、リサイクル可能性、回収可能性に関する最低要件 第5条：含有化学物質の制限（付属書IIIで適用除外を規定） 第6条：プラスチックのリサイクル率の設定 第7条：新車設計時の要件（再利用を前提にした部品やコンポーネントの交換性など）
第3章 製造事業者の義務	第8条：型式認証プロセスにおける要件への適合性の証明方法 第9条：新車種毎の循環戦略作成と報告義務 第10条：自動車に含まれる表示材料のリサイクル含有率の型式認証時の申告義務 第11条：自動車の構成部品・材料等の安全な取り外しと交換に関する情報提供の義務 第12条：自動車の構成部品・材料等のラベリングに関する要件 第13条：車両循環性パスポートの制定
第4章 使用済み自動車の管理	第1セクション：一般的な規定 （第14～15条：加盟国および使用済み自動車の処理施設・事業者の許可取得義務） 第2セクション：拡大生産者責任の要件（第16～22条） 第3セクション：使用済み自動車の回収（第23～26条） 第4セクション：使用済み自動車の処理（第27～36条）
第5章 中古車とその輸出	第1セクション：中古車の状況（第37条：所有権の譲渡の制限） 第2セクション：中古車の輸出（第38～45条）
第6章 規則の執行に関する規定	本規則執行における加盟国への義務（第46～49条）
第7章 委任法および実施法に関する規定	委任法および実施法に関する規定（第50・51条）
第8章 改正に関する規定	Regulation(EU)2019およびRegulation(EU)2018/858の改正（第52～54条）
第9章 最終規定	第55条：本規定採択から8年度の評価要件 第56条：本規定の廃止と経過規定 第57条：本規定の発効

欧州 ELV規則案 主要項目（第4条）

Reusability, recyclability and recoverability of vehicles

- 型式認証を受ける自動車は、本規則成立後72か月後に下記を満たす；
 - 重量比85%以上再利用・再生可能
 - 重量比95%以上再利用・回収可能
- OEMは、下記手段を尽くさなければならない
 - サプライチェーン(Full Chain of Supply)から必要なデータを収集
 - 再利用率・再生率を算定する際のデータを保管
 - サプライヤーから収集した情報の正確性・完全性を検証
 - 材料・資材の内訳を管理・文書化
 - 再利用、再生可能性・回収可能性率を算定
 - 樹脂・エラストマー製の部材・部品に表示
 - PartE, Annex VIIにリストアップされる部材・部品は再利用しない
- 欧州委員会は付属書IIに定める要素を考慮し、再利用・リサイクル・回収可能性の割合の算出および検証のための方法論を定める実施法を、本規則成立後24か月以内に採択する

欧州 ELV規則案主要項目（第5条）

Requirements for substances in vehicles

- 懸念物質は、可能な限り最小限とする。
- 型式認証される車両は、鉛、水銀、カドミウム、六価クロムを含んではならない。
 - 2項の適用除外によって制限値までの含有を規定
 - Annex IIIに 最大許容濃度が示される

【修正案】

- 懸念物質が人の健康や環境に許容できないリスクをもたらす場合、可能な限り最小限に抑える
- 禁止物質の規定は再生材および再製造部品には適用しない
- 欧州委員会はECHAの支援を受けて自動車に適用される懸念物質リストを確立する実施法を採択する（REACH規則・POPs規則・バッテリー規則を考慮）
- 3・4項の対象物質に炭素繊維が追加される（最大許容濃度の記載なし）

Annex III

- 同質材料中、重量比
 - 鉛・六価クロム・水銀：0.1%
 - カドミウム：0.01%
- 適用除外リスト（スペアパーツ含む）

欧州 ELV規則案主要項目（第6条）

Minimum recycled content in vehicles

- 車両に含まれるプラスチックは、（本規則成立72か月後）重量比 25%以上ポストコンシューマー（PCR）が含まれていなくてはならない。
- さらに、このうちの少なくとも25%は、ELVからのリサイクル材である必要がある。
- 委員会は、上記算定および検証に係る方法を確認する実施規則を（本規則成立後23か月以内に）採択する。
- 鉄・アルミニウムの再生利用率に関する委任法を採択する権限を有する（実現可能性調査）

【修正案】

- リサイクルプラスチックの使用量を重量比20%に下方修正
- ポストコンシューマー材に加えてプレコンシューマー材とバイオベースプラスチックを含む
- リサイクルプラスチックの使用量算出と方法論において、ケミカルリサイクルを含めることを明記
- ELV由来のリサイクルプラスチックの使用量を重量比15%に下方修正
- リサイクルが容易でない「エラストマー」「ポリウレタン成形品以外の熱硬化性プラスチック」を除外

欧州 ELV規則案主要項目（その他項目）

- OEMは、型式認証当局に、型式認証申請と合わせて循環性戦略を提出しなければならない（8条3項）。
 - 9条及びPart A Annex IV参照
 - アクションプランの進捗に合わせて、5年に1回更新
 - 修正案では型式認証毎ではなく**車種毎**の循環性戦略策定に変更
- OEMは、型式認証当局に、（金属材料）再生材料使用率を宣言しなければならない（10条1項）。
 - 修正案にて、金属だけでなく**プラスチック**も対象に追加
 - 修正案にて、本規則発行日から**12か月後**までに欧州委員会は自動車型式に占める再生材の割合の査定および検証のための方法を定める実施法を採択するものとする
- （本規則成立後84か月後）上市される車両は、Circularity Vehicle Passport（車両循環性パスポート）を備えていなくてはならない。（13条）
 - 修正案にて、対象を新車または新規型式認証車とすることを明記
 - 修正案にて、使用済み自動車に加えてEUから合法的に輸出された車両のパスポートの失効要件も明記
 - 修正案にて、規則発効から76か月後までに「アクセス権・アクセス条件」を含めたパスポートの技術仕様・運用等に関する実施法の採択義務を明記
- 修正案にて、本規則発効日から36か月後までに第6条1項で設定されたプラスチック目標の遵守状況を評価するための影響評価を実施する義務を明記（適切なリサイクル技術の利用可能性、再生プラスチックの利用可能性、再生プラスチックの品質、目標達成のための技術的・経済的障壁など）



含有化学物質管理における課題

ELV規則対応における課題



■ 再生材であることの証明

- ・ リサイクル材含有率の証明手段・・・分析による確認は技術的なハードルが依然として高い状況
- ・ CoC (Chain of Custody)認証で回収ポイントまでの追跡により含有率を担保する必要あり

■ リサイクラーでの品質管理

- ・ QMSによるリサイクル工程の管理 (ISO9001 + JIS Q 9091)
- ・ リサイクル工程での汚染リスク (分別・洗浄工程)

■ 含有化学物質に対する安全性の確認

- ・ リサイクル材の由来用途に応じた含有可能性の判断
- ・ 懸念物質の含有確認 (ELV重金属、REACH規則、GADSL、輸入材料の化審法一特・安衛法禁止物質 等)

■ リサイクル材の供給や物性性能の安定性の確保

- ・ ポストコンシューマー材 (PCR) の残留化学物質のチェック体制
- ・ リサイクル工程での汚染リスクの管理
- ・ リサイクル材のロット毎の性能・耐久性の確認

リサイクルプラ中の含有化学物質情報の把握

■ 参考情報：環境省の産官学実証事業による調査結果（国内リサイクルプラントのASR対象）

<https://www.env.go.jp/recycle/car/cyousahoukoku.html>

- 直近の調査でもPOPs収載物質の検出が報告されている

- DecaBDE：数百ppmレベル
- デクロランプラス：数ppmレベル
- MCCPs：数十ppmレベル
- UV-328：数～数十ppmレベル

■ リサイクルプラ成形品・ペレットにおける含有レベルの把握

- ソースによって含有可能性のある規制対象の化学物質および含有レベルが違ふことを考慮
- 国外からの輸入リサイクルペレットの場合、ソースに加えて当該国の規制状況も考慮

■ IMDSを通じた含有化学物質情報の入手と管理

- ソースやロット間の含有物質・含有量の変動範囲の把握ができない
- 少なくともGADSL（次ページ）収載物質の含有レベルの報告がOEMから要求されている

GADSLとは

GADSL(Global Automotive Declarable Substance List)

GASG(Global Automotive Stakeholder Group)によって策定された、自動車業界における懸念物質のリスト

- ウェブサイト : <https://www.gadsl.org/>

GASG :

グローバル自動車ステークホルダーグループ

目的 :

グローバルな自動車サプライチェーンにおける継続的な対話と情報の流れを通じて、エコデザインカーの目標達成を支援

GADSLとは

■ 対象範囲

約290種類の化合物と6000を超える物質

毎年2月に更新

販売時点で車両または部品内意残存される材料や部品に含まれる物質のみを対象

■ 階層

- P（禁止物質）：「P」と指定された物質は、少なくとも1つの地域または市場において、すべての自動車用途で使用が禁止されているか、規制された閾値を超えてはならない物質です。
- D（申告物質）：「D」と指定された物質は、定められた閾値を超える場合に申告が必要な物質です。

■ 申告閾値

自動車部品における特定の用途に応じて定められている

- 特に記載がない限り同質材料中0.1g/100g（重量%）

GADSLガイダンスドキュメント：<https://www.gadsl.org/wp-content/uploads/2022/08/GADSL-Guidance-Document.pdf>



DUPLICAT

GADSL準拠が求められる理由

■ すべてのOEMにとって必須要件

材料・部品のサプライヤーは、構成成分およびGADSL適合に関する情報を提供する必要があります

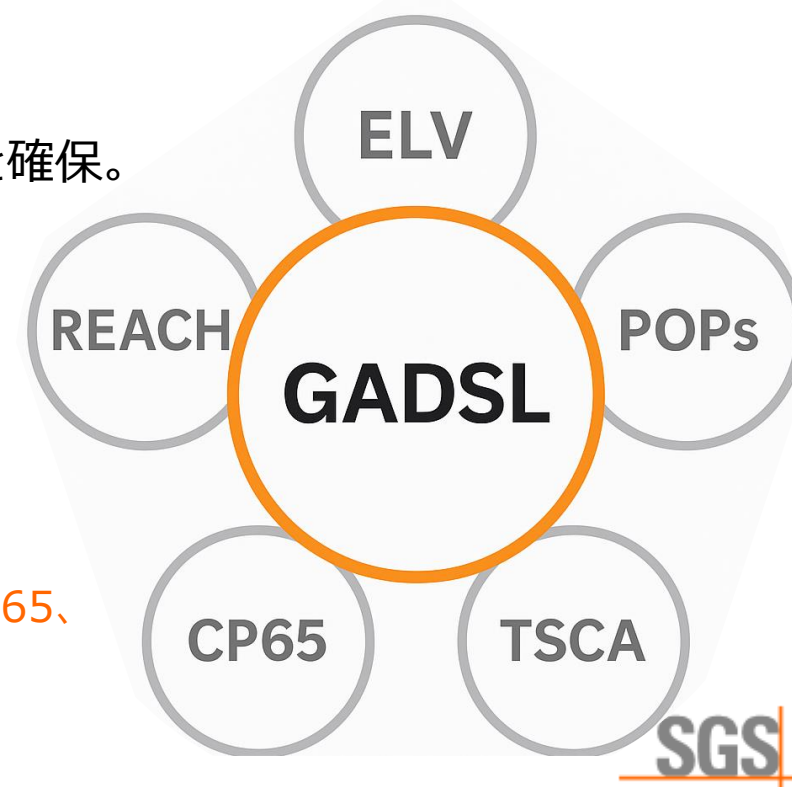
■ IMDS（国際材料データシステム）との連携

材料適合性を確認し、IMDSへ必要データを登録することが求められる

■ 国際的な環境規制との整合性

- REACH、RoHS、TSCAなど、グローバルな環境規制との一貫性を確保。
- GADSLを含む主要規制の最新動向の把握
- 材料や部品の品質維持・高懸念物質の管理
- より安全な代替品の開発

GADSLの要件は、ELV指令、REACH規則、カリフォルニア州プロポジション65、POPs条約など、世界各国の環境規制をカバーしています。





SGSの製品含有化学物質分析 サービス

SGSの提供する製品含有化学物質分析サービス

自動車業界と国内外の製品含有化学物質に関する規制に対応した分析サービスを提供しています。
OEM各社のグリーン調達基準を踏まえた分析項目のご相談も承ります。

サービス名称	概要
GADSLアセスメントサービス	GADSL Reference ListからGADSLに収載されている6000を超える物質・物質群に対して、禁止物質（P）を中心にハイリスク物質を包括した分析サービス
化審法・POPs条約収載物質分析	化審法第一種特定物質やPOPs条約収載（候補）物質を対象にした定量分析サービス（UV-328、デクロランプラス、MCCPs、LC-PFCAなど）
REACH SVHC分析	REACH SVHC 第1次～最新（現時点：32次）の追加物質および追加候補物質を対象にしたスクリーニング要素の高い分析サービス
PFAS分析	PFASを対象にした定量分析サービス（分析目的や要求事項に応じた提案） ・ 総フッ素（F）分析 ・ 個別PFAS分析（PFOA/PFOS/PFHxS/LC-PFCAなど） ・ PFAS多項目分析（最新版：532物質）
その他規制関連のサービス	上記以外の各国環境法規制などに対応した分析および支援サービス ・ REACH Annex XVII ・ EUバッテリー規則 ・ 安全衛生法禁止物質／管理物質 ・ 米国カリフォルニア州プロポジション65

GADSLアセスメントサービス

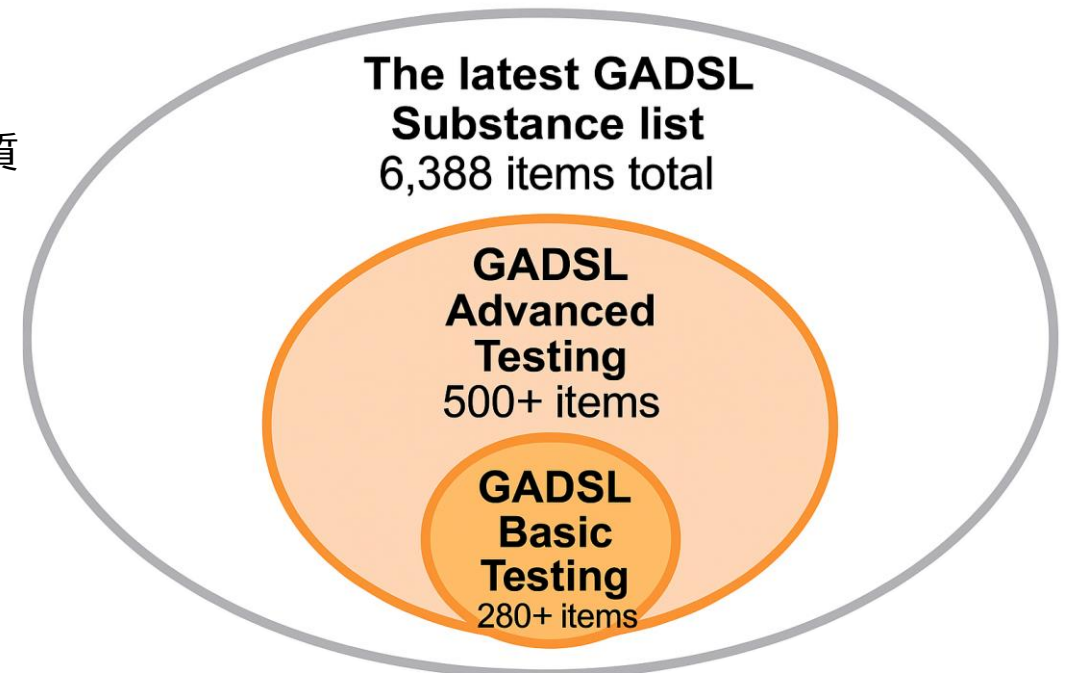
GADSLに収載されている6000を超える物質・物質群に対して、禁止物質（P）を中心にハイリスク物質を包括した分析サービスを提供しています。

■ GADSL Advanced Testing

リスクの高いGADSL告示物質リスト（D）および有機系の懸念物質を包括（約500物質）した分析サービスです。

■ GADSL Basic Testing

主にGADSLリスト中の高リスク禁止物質（P）や重金属類を包括（約280物質）した分析サービスです。



GADSL Advanced Testing 報告書例

DRAFT

GADSL Prohibited Substance Advanced assessment

No.: ETA25500000Date: 2025/5/XXPage: 1 of 36

ABCOO COMPANY
TAIPEI

The following sample(s) was/were submitted and identified by the applicant as :

Sample Submitted By : ABCOO COMPANY
Sample Name : ○○○○○
Style/Item No. : AABCC01

=====

Sample Receiving Date : 01-May-2025
Testing Period : 01-May-2025 to 2025/5/XX

Test Requested : According to the customer requests / demands / Criteria, the sample (including of parts and raw materials) is followed and evaluated through the restricted substances existence testing/risk assessment. Please refer to result table for testing item(s).

Test Results : Please refer to following pages.

DRAFT

GADSL Prohibited Substance Advanced assessment

No.: ETA25500000Date: 2025/5/XXPage: 2 of 36

ABCOO COMPANY
TAIPEI

Test Part Description
No.1 : BLACK PLASTIC PELLETS

Test Results

Test Items	Method	Unit	RL	Result No.1	(*)	
Actinolite (CAS No.: 77536-66-4)	With reference to RSTS-EE-GADSL-001, analysis was performed by Stereo Microscope (SM), Dispersion Staining Polarized Light Microscope (DS-PLM) and X-ray Diffraction Spectrometer (XRD).	-	-	Negative	Negative	P
Amosite (CAS No.: 12172-73-5)		-	-	Negative	Negative	P
Anthophyllite (CAS No.: 77536-67-5)		-	-	Negative	Negative	P
Chrysotile (CAS No.: 12001-29-5)		-	-	Negative	Negative	P
Crocidolite (CAS No.: 12001-28-4)		-	-	Negative	Negative	P
Tremolite (CAS No.: 77536-68-6)		-	-	Negative	Negative	P
2,4-dinitrotoluene (CAS No.: 121-14-2)	With reference to RSTS-EE-GADSL-001, analysis was performed by GC/MS.	mg/kg	500	n.d.	1000	D/P
Formaldehyde (CAS No.: 50-00-0)	With reference to RSTS-EE-GADSL-001, analysis was performed by LC/DAD.	mg/kg	500	n.d.	1000	D/P
N-nitrosodimethylamine (NDMA)	With reference to RSTS-EE-GADSL-001, analysis was performed by GC/MS.	mg/kg	500	n.d.	1000	P

化審法・POPs条約収載物質分析サービス

化審法第一種特定物質やPOPs条約付属書A～Cに収載されている物質に対する分析サービスです。
定量分析可能な物質を網羅しており、分析目的や含有リスクに応じた分析項目の選択が可能です。

項目	対象物質
難燃剤関連	PBB/PBDE, ヘキサブROMシクロデカン、デクロランプラス、SCCPs、MCCPsなど
PFAS関連	PFOA、PFOS、PFHxS、LC-PFCAなど
紫外線防止剤	UV-320、UV-328
農薬関連	ヘキサクロロベンゼン、ペンタクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、ジコホル、メトキシクロルなど
その他	ダイオキシン類（PCB/PCN/PCT）ペンタクロロフェノール、三置換スズ化合物、2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノールなど

PFAS分析サービス

各国法規制において定義されるPFASに対して、分析目的や対象製品に応じた分析サービスを提供しています。

分析項目	分析法／分析装置	下限値	分析の特色
総フッ素(F)	イオンクロマト (燃焼法)	*50ppm	サンプル中のF元素の有無を確認可能です。 ※検出時の有機・無機の区別は不可 *サンプルによって低下限值の対応が可能な場合がございます。
個別PFAS分析	EN 17681-1 LC/MS/MS	*10ppb	PFOA/PFOS、PFHxS、C9-C21 PFCAなど、法規制等で個別に指定されているPFAS類の含有分析に適しています。 ※分析可能な物質は限定されます。 *下限値10ppmのサービスもごさいます。
PFAS分析 パッケージ	EN 17681-1 LC/MS/MS	*10ppb ~1ppm	現時点で定量分析可能な個別のPFASを対象としたパッケージ分析サービスです。 対象物質の詳細はお問合せください。 *下限値は物質によって異なります。

その他規制対応サービス例

規制名称	サービス概要	対象物質例
EU REACH規則	REACH Annex XVII 定量分析	有機スズ、ホルムアルデヒド 等
EUバッテリー規則	重金属／REACH Annex XVII 定量分析 (電池セル・構成部材)	重金属 (Cd, Pb, Hg) フタル酸エステル類 等
労働安全衛生法	製造禁止物質／指定化学物質 定量・定性分析	アスベスト 等 結晶質シリカ 等
カリフォルニア州 プロポジション65	訴訟リスク調査 ハイリスク物質定量分析 暴露評価	重金属 (Pb等) フタル酸エステル類 ビスフェノール類 等



IMPACT NOW

for sustainability

SGS

When you need to be sure

SGS サステナビリティソリューション

国内外法規制

カーボンニュートラル

- GHG排出量削減
- 排出権取引制度

ネイチャーポジティブ/生態系保全

- 30by30
- EUDR(欧州森林破壊規則)
- 有害化学物質の管理強化

サーキュラーエコノミー

- ESPR(欧州エコデザイン規則)
- プラスチックの削減/リサイクル

情報開示/Due Diligence

- SSBJ(日本)、CSRD(欧州)
- CSDDD

SGS サステナビリティソリューションサービス

Climate/気候変動



GHG排出量検証
排出権取引(GXリーグ)検証
LCA支援
CFP算定支援・検証

Nature/ネイチャー



森林/RSPO認証
EUDR規制対応
有害化学物質の試験・分析
PFAS試験

Circularity/サーキュラー



ISCC認証
GRS認証
リサイクルプラスチック分析
ISO 14021検証

ESG Assurance/アシュアランス



Social監査(SMETA監査等)
人権/環境デューデリジェンス
環境/社会性データ検証
EDGE認証
EHS遵法監査
サステナビリティ情報開示支援

ステークホルダー 報告・検証要求



行政機関
投資家
取引先/親会社
地域社会



企業のバリューチェーン

Design

CFP/LCA

Raw Material

Social監査、人権/環境DD

Manufacturing

ISO14001、GHG排出量検証

Product Use

ISO14021
各種製品ラベリング

End of Life

リサイクルプラスチック分析



ご紹介

【6月13日（金） 13:00～17:00 開催】

EUバッテリー規則におけるデューディリジェンスパートの条文解釈と実務対応研修

EUバッテリー規則は調達・製造の現場における、デューディリジェンスへの取り組みを義務化しています。
ガイドラインは未発表ですが、法的には発効しているため、今まさに企業は対応への正念場を迎えます。
本研修はEUバッテリー規則で求められるデューディリジェンスの対応への基礎知識を半日でお伝えします。

研修概要:

- EU指令動向（オムニバス法案とEU指令や規則）
- EUバッテリー規則で要求されるデューディリジェンスパートの条文解釈・解説
 - ・ 条文を読むだけではわかりにくい求められることは何かを理解し、実務レベルで企業は何をすべきかを学びます
 - ・ 夫々の立場においてサプライチェーン全体で果たすべき責務は何か？について学びます
- 規則要求事項に基づいた必要な実務の全体像を理解していただきます（例；DDポリシーの策定、DDポリシーに基づいたマネジメントシステムの構築、サプライヤーエンゲージメント等）
- 想定される第三者検証について
 - ・ ガイドライン未公表ながら、条文要求項目とこれまでの他業界のDD展開やサプライチェーンリスクベース対応の知見からお話します

デューディリジェンスはリスク評価と是正だけではありません。
以下のものも含まれます

- ・ サプライチェーン全体のリスク管理
- ・ トレーサビリティのしくみを確立：鉱山～加工所～精錬所～最終製造工場
- ・ 対象原材料の含有量、調達先情報の報告
- ・ 経済事業者だけが第三者検証を受けるものではありません
サプライヤーも同様です
- ・ グリーバンスメカニズムをサプライチェーン全体に構築することが必要です
- ・ 経済事業者は、自社の第三者検証報告書以外にもサプライヤーの第三者検証報告書も入手し、それらを含めた年次DD報告書開示が必要
- ・ その他



© SGS Société Générale de Surveillance SA – 2025 – All rights reserved -
SGS is a registered trademark of SGS Société Générale de Surveillance SA

Thank you!

Do you have any questions?

SGS ジャパン株式会社

コネクティビティ & プロダクツ

化学物質管理

URL: <https://www.sgsgroup.jp/>
<https://sgsjapan-portal.jp/>